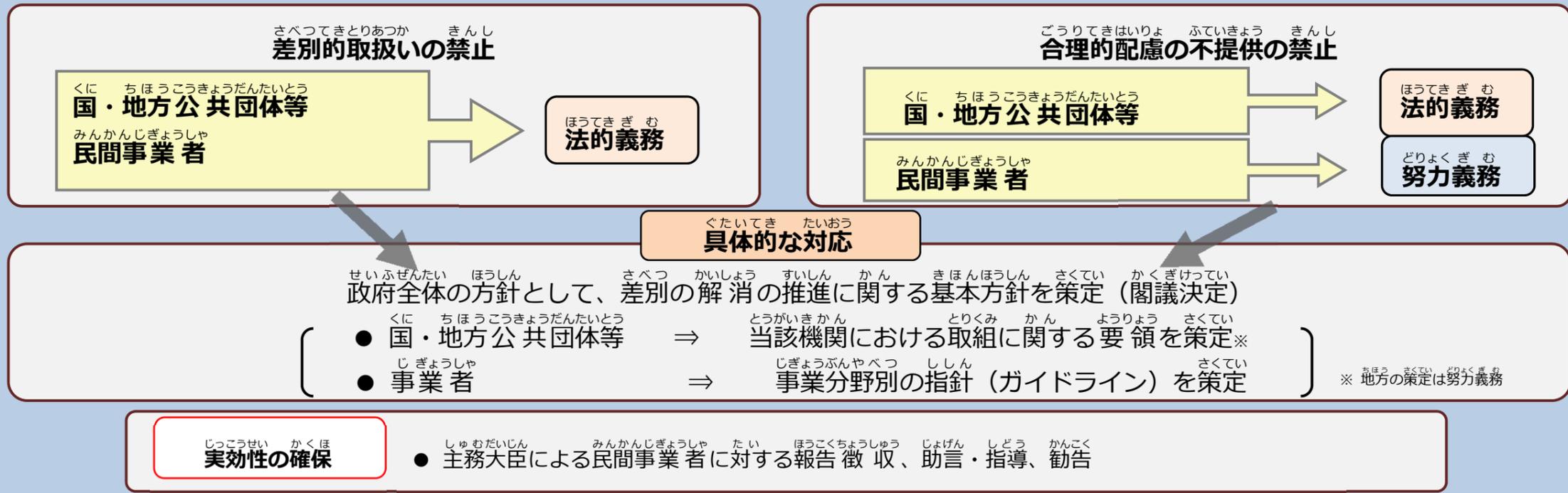


しょうがい りゆう さべつ かいしやう すいしん かん ほうりつあん しょうがいしゃさべつかいしやうほう がいよう  
**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要**

<p>しょうがいしゃきほんほう  <b>障害者基本法</b>                  だい じやう  <b>第4条</b></p> <p>きほんげんそく  <b>基本原則</b>                  さべつ きんし  <b>差別の禁止</b></p>	<p>だい じやう しょうがい りゆう  <b>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害</b>                  さべつとう けんりしんがい  <b>差別等の権利侵害</b>                  こうい きんし  <b>行為の禁止</b></p> <p>なんびと しょうがいしゃ たい しょうがい り                  何人も、障害者に対して、障害を理                  ゆうとして、差別することその他の権                  りりえき しんがい こうい                  利益を侵害する行為をしてはなら                  ない。</p>	<p>だい じやう しゃかいてきしやうへき じよきよ おこた  <b>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</b>                  しゃかいてきしやうへき じよきよ さいふ                  社会的障壁の除去は、それを必要としている                  しょうがいしゃ げん そん じっし とちな ふ                  障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負                  たん かじゆう                  担が過重でないときは、それを怠ることによ                  つて前項の規定に違反することとならないよ                  う、その実施について必要かつ合理的な配慮                  がされなければならない。</p>	<p>だい じやう くに けいはつ ちしき  <b>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</b>                  ふきゆう ほか とりくみ                  普及を図るための取組</p> <p>くに だいいつこう きてい いはん こうい ほう                  国は、第一項の規定に違反する行為の防                  止に関する啓発及び知識の普及を図るた                  め、当該行為の防止を図るために必要と                  なる情報の収集、整理及び提供を行うも                  のとする。</p>
---	--	--	---

くたいか  
**具体化**

さべつ かいしやう そち  
**I. 差別を解消するための措置**



さべつ かいしやう しえんそち  
**II. 差別を解消するための支援措置**

- 紛争解決・相談**  
 ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実
- 地域における連携**  
 ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動**  
 ● 普及・啓発活動の実施
- 情報収集等**  
 ● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供